

相模線開業100周年記念ロゴマーク デザインガイド

2021年4月

相模原市 交通政策課

．はじめに

このデザインガイドは、「相模線開業 100 周年記念冠事業取扱要領」及び「相模線開業 100 周年記念ロゴマーク使用規約」に基づき、「相模線開業 100 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」を使用するにあたり皆様に守っていただく、最低限のルールを定めたものです。

このロゴマークの使用にあたっては、このデザインガイドにある注意事項や、諸法令及び公序良俗の範囲での活用を厳守し、相模線開業 100 周年を記念するロゴマークとしてふさわしい利用をお願いします。

．ロゴマーク制作の趣旨

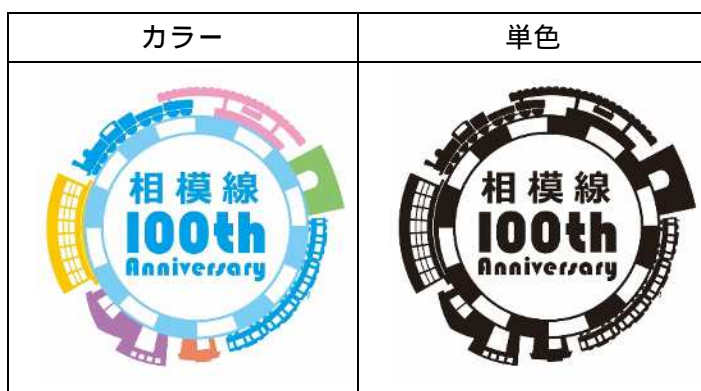
大正 10 年に茅ヶ崎～寒川間で開業し、令和 3 年 9 月に相模線が開業 100 周年を迎えることから、その節目を沿線地域一体となってお祝いするとともに、相模線への愛着を育んでいくために、ロゴマークを制作しました。

．ロゴマークのコンセプト

1921 年から 100 年、相模川に沿って、そして利用者の生活に寄り添って走る相模線。丸い線路は相模線の親しみやすさを表し、線路と車体の色は、相模川をイメージしたブルーで描いています。開業時の機関車と今を走る電車が 4 市 1 町の色とりどりの駅舎をつなげて走ります。

．使用にあたっての主な注意事項

- ・ 使用できるロゴマークは、次の 2 点です。ロゴマークの使用にあたっては、相模原市交通政策課が管理する Illustrator ファイル又は JPEG ファイルを使用し、正しくきれいな出力を心がけてください。



- ・ ロゴマークに関する一切の著作権は相模原市に帰属しますので、使用者は自己のシンボルマーク、商標として使用することはできません。

- ・ 背景や周囲に、文字・色・写真などの要素を配置する場合は、できるだけ明確に識別できる濃淡や間隔を設けて、視覚的混乱を避けるようにしてください。
- ・ できるだけ柄・模様の無い部分を選んで配置してください。
- ・ ロゴマークは正しく表示・使用されることが大切です。次のような使い方はしないでください。

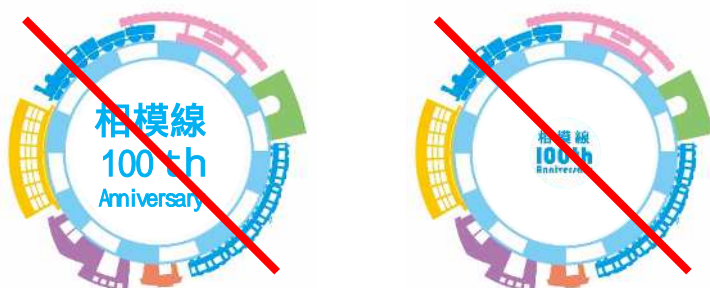
ロゴマークの縦横比を変更すること



デザインの一部を省略・変更すること



文字のフォントやサイズを変更すること



他の要素（記号・文字）を追加すること（不可侵領域への追加を含む）



マークを反転・回転させること



お問合せ先

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課

〒252-05277 相模原市中央区中央 2-11-15（相模原市役所第2別館4階）

電話：042(769)8249（直通）FAX：042(757)6859

Eメール：toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp